

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月

岩手県人事委員会



人委職第160号

平成29年10月13日

岩手県議会議長 佐々木 順 一 様

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第 1 報告	1
I はじめに	1
II 職員の給与に関する事項	1
1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	1
(1) 職員の給与等の状況	1
(2) 民間給与の調査	6
(3) 物価及び生計費	7
2 職員の給与水準	7
(1) 職員給与と民間給与との比較	7
(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較	9
3 人事院の給与等に関する報告及び勧告	9
4 本年の給与改定	13
(1) 給料表	13
(2) 初任給調整手当	13
(3) 期末手当・勤勉手当	13
III 公務運営に関する事項	15
1 人材の確保及び育成	15
(1) 有為な人材の確保	15
(2) 人材育成	16
2 働き方改革と勤務環境の整備	17
(1) 長時間勤務の解消	17
(2) 両立支援の推進	18
(3) 心身の健康管理	20
(4) ハラスメント対策	20
3 高齢職員の能力及び経験の活用	21
4 地方公務員法等の改正	22
IV おわりに	23
別紙第 2 勧告	24

附属資料

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は17,726人であり、昨年の17,914人に比べ188人（1.0%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で138人、行政職給料表適用者で2人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	平成29年 4 月	平成28年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成29年 4 月	平成28年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	17,726人	17,914人	△188人	研 究 職 給 料 表	191人	191人	0人
行 政 職 給 料 表	4,487	4,489	△2	医 療 職 給 料 表 (1)	21	18	3
公 安 職 給 料 表	2,114	2,134	△20	医 療 職 給 料 表 (2)	124	129	△5
教 育 職 給 料 表 (1)	3,385	3,413	△28	医 療 職 給 料 表 (3)	97	95	2
教 育 職 給 料 表 (2)	7,307	7,445	△138				

- (注) 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（再任用職員）並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定により採用された職員（任期付職員）は、含まれない（以下同じ）。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている。

次に、職員の平均年齢は43.9歳で、昨年に比べ0.2歳低くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の46.8歳、最も低いのは公安職給料表適用者の38.4歳である。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	平成29年 4 月	平成28年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成29年 4 月	平成28年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	43.9歳	44.1歳	△0.2歳	研 究 職 給 料 表	42.8歳	43.4歳	△0.6歳
行 政 職 給 料 表	41.9	42.1	△0.2	医 療 職 給 料 表 (1)	46.8	48.6	△1.8
公 安 職 給 料 表	38.4	38.5	△0.1	医 療 職 給 料 表 (2)	44.2	43.8	0.4
教 育 職 給 料 表 (1)	44.2	44.2	0	医 療 職 給 料 表 (3)	41.9	41.7	0.2
教 育 職 給 料 表 (2)	46.7	46.8	△0.1				

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは50歳から54歳までの3,408人、次いで多いのは45歳から49歳までの3,328人である。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	平成29年 4 月		平成28年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	17,726人	100.0%	17,914人	100.0%	△188人	－%
19歳以下	102	0.6	103	0.6	△1	0.0
20歳～24歳	928	5.2	856	4.8	72	0.4
25歳～29歳	1,357	7.7	1,209	6.7	148	1.0
30歳～34歳	1,277	7.2	1,332	7.4	△55	△0.2
35歳～39歳	1,809	10.2	1,909	10.7	△100	△0.5
40歳～44歳	2,512	14.2	2,701	15.1	△189	△0.9
45歳～49歳	3,328	18.8	3,355	18.7	△27	0.1
50歳～54歳	3,408	19.2	3,460	19.3	△52	△0.1
55歳以上	3,005	16.9	2,989	16.7	16	0.2

イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、359,794円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、396,851円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では2,030円（0.6%）、職員全体では1,162円（0.3%）の減少となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	平成29年 4 月 (A)	平成28年 4 月 (B)	比較増減(A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	396,851円	398,013円	△1,162円	△0.3%
行政職給料表	359,794	361,824	△2,030	△0.6
公安職給料表	349,245	349,423	△178	△0.1
教育職給料表(1)	413,733	413,146	587	0.1
教育職給料表(2)	425,744	427,160	△1,416	△0.3
研究職給料表	383,173	388,332	△5,159	△1.3
医療職給料表(1)	832,050	835,183	△3,133	△0.4
医療職給料表(2)	376,137	373,623	2,514	0.7
医療職給料表(3)	342,406	342,272	134	0.0

(注) 給与月額は、給料月額（平成28年切替えに伴う経過措置額を含む。）に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である（次表において同じ。）。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成17年4月1日から平成30年3月31日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額、360,012円となっており、また、職員全体の平均給与月額は396,979円であり、昨年と比べ行政職給料表適用者では2,198円(0.6%)、職員全体では1,256円(0.3%)の減少となっている。

給料表別平均給与月額（減額前）

区 分	平成29年4月(A)	平成28年4月(B)	比較増減(A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	396,979円	398,235円	△1,256円	△0.3%
行政職給料表	360,012	362,210	△2,198	△0.6
公安職給料表	349,325	349,561	△236	△0.1
教育職給料表(1)	413,791	413,245	546	0.1
教育職給料表(2)	425,860	427,357	△1,497	△0.4
研究職給料表	383,414	388,762	△5,348	△1.4
医療職給料表(1)	833,130	837,484	△4,354	△0.5
医療職給料表(2)	376,254	373,818	2,436	0.7
医療職給料表(3)	342,406	342,272	134	0.0

ウ 平均経年数

職員の平均経年数は22.1年で、昨年と比べ0.1年短くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の24.3年、最も短いのは公安職給料表適用者の17.8年である。

給料表別平均経年数

区 分	平成29年 4月	平成28年 4月	比 較 増 減	区 分	平成29年 4月	平成28年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	22.1年	22.2年	△0.1年	研究職給料表	20.1年	20.6年	△0.5年
行政職給料表	21.1	21.6	△0.5	医療職給料表(1)	22.7	21.2	1.5
公安職給料表	17.8	17.8	0.0	医療職給料表(2)	21.1	20.9	0.2
教育職給料表(1)	21.6	21.6	0.0	医療職給料表(3)	19.8	19.8	0.0
教育職給料表(2)	24.3	24.3	0.0				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性60.8%、女性39.2%であり、昨年に比べ女性の割合は0.5ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区 分	平成29年 4 月				平成28年 4 月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全 給 料 表	10,773	60.8	6,953	39.2	10,973	61.3	6,941	38.7	△200	△0.5	12	0.5
行政職給料表	3,279	73.1	1,208	26.9	3,315	73.8	1,174	26.2	△36	△0.7	34	0.7
公安職給料表	1,941	91.8	173	8.2	1,971	92.4	163	7.6	△30	△0.6	10	0.6
教育職給料表(1)	2,008	59.3	1,377	40.7	2,042	59.8	1,371	40.2	△34	△0.5	6	0.5
教育職給料表(2)	3,310	45.3	3,997	54.7	3,406	45.7	4,039	54.3	△96	△0.4	△42	0.4
研究職給料表	138	72.3	53	27.7	148	77.5	43	22.5	△10	△5.2	10	5.2
医療職給料表(1)	19	90.5	2	9.5	15	83.3	3	16.7	4	7.2	△1	△7.2
医療職給料表(2)	71	57.3	53	42.7	71	55.0	58	45.0	0	2.3	△5	△2.3
医療職給料表(3)	7	7.2	90	92.8	5	5.3	90	94.7	2	1.9	0	△1.9

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.0%、短大卒4.8%、高校卒18.2%、中学卒0.0%（0.03%）であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、短大卒及び高校卒は減少、中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	平成29年 4 月		平成28年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	13,648人	77.0%	13,742人	76.8%	△94人	0.2%
短 大 卒	853	4.8	882	4.9	△29	△0.1
高 校 卒	3,220	18.2	3,285	18.3	△65	△0.1
中 学 卒	5	0.0	5	0.0	0	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所492（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した157の事業所を対象に、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の4,934人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。

また、各企業における給与改定の状況等について、調査を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、92.9%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 22.9%、高校卒で 19.7%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 51.8%、高校卒で 63.4%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 190,148 円、高校卒で 154,937 円となっている。

（附属資料 第 17 表及び第 18 表 参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員で32.9%、課長級では 26.8%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員で 22.9%、課長級では21.4%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員で43.5%、課長級では51.1%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員で 88.3%、課長級では 73.3%となっている。

給 与 改 定 の 状 況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
	係 員		32.9%	22.9%	0.7%
課 長 級		26.8%	21.4%	0.7%	51.1%

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給			
		増 額	減 額	変化なし	中 止			
係 員		89.2%	88.3%	25.2%	7.5%	55.6%	0.9%	10.8%
課 長 級		75.2%	73.3%	20.9%	5.7%	46.7%	1.9%	24.8%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では1.3%、全国では0.4%それぞれ上昇している。

総務省統計局の「家計調査」を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ176,100円、197,450円及び218,840円となっている。

(附属資料 第24表及び第25表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給

与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用者、民間にあつてはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員給与が民間給与を1人当たり平均537円（0.15%）下回っていた。

なお、減額措置後では、職員給与が民間給与を1人当たり平均756円（0.21%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

公民比較給与		較差（A）－（B）	
民間（A）	職員（B）	較差額	較差率
361,676 円	361,139 円 (360,920 円)	537 円 (756 円)	0.15 % (0.21 %)

- (注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額（平成28年切替えに伴う経過措置額を含む。）、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。
- 2 () 内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額（A）と、実際に支給されている職員給与の支給総額（B）とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額（Ⅱの1の(1)のイ）及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額（Ⅱの2の(1)のイ）とは異なるものである。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.33月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.30月分）が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.03月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	335,330 円
	上半期（A2）	332,200 円
特別給の支給額	下半期（B1）	735,109 円
	上半期（B2）	710,284 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.19 月分
	上半期（B2/A2）	2.14 月分
	計	4.33 月分

（注） 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

平成28年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は98.9となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	98.9	100.0	100.3	97.9～101.7

（注） ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、平成28年4月1日現在の総務省公表値である（平成29年4月の指数は未公表）。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「公務員人事管理に関する報告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

給 与 勧 告 の 骨 子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与上決定の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,400 民間事業所の約 53 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 87.8%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢 43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.85 月 (支給済み)	0.95 月 (現行 0.85 月)
30年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.90 月	0.90 月

[実施時期]

- ・月例給：平成 29 年 4 月 1 日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成 26 年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成 27 年 4 月から 3 年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - ＊ 55 歳を超える職員（行政職俸給表（一）6 級相当以上）の俸給等の 1.5 %減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止
- ・ 平成 30 年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額 6 %相当額に、係員級は同 4 %相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成 27 年 1 月 1 日に抑制された昇給を回復することとし、平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員の号俸を同日に 1 号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年 7 月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力を大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を 631 円 (0.15%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記 2 (1) のとおり、平成 28 年切替えに伴う経過措置額を含む本年 4 月における本県職員の月例給が民間給与を 537 円 (0.15%) 下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間の初任給との間に差が認められること等を踏まえ、若年層に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

なお、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、本年の人事院勧告の俸給表に準じた改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年 4 月に遡及して実施することが適当である。

(3) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数 (4.30 月分) が、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間事業所の特別給の支給割合 (4.33 月分) を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.35 月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に0.05月分を配分する。

なお、支給期への配分については、6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとするが、本年度については12月期の勤勉手当に配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ2.30月分とする。引上げ分の配分については、勤勉手当に0.05月分を配分し、支給期への配分については、職員と同様とする。

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

少子化の進行による若年人口の減少や景気の緩やかな回復基調を背景に、進学等による県外への転出や、民間企業、国、他の地方公共団体の採用数が増加傾向にあることなどを要因として、本県の職員採用試験における受験者数は減少傾向にあることに加え、近年は試験合格後に採用を辞退する者も多くなっている。中でも、技術系職種の合格倍率は概ね1～2倍台と低調に推移しており、必要な人材の確保が難しい状況が続いている。

こうした状況の下、これまで本委員会においては、任命権者と連携し、岩手県庁業務セミナーや各大学での業務説明会の開催、職員との面談機会の提供等の受験者確保、さらに震災復興業務対応として任用した任期付職員の任期の定めのない職員への選考採用の実施など、人材確保に取り組んできたところである。

また、任命権者においては、技術系職種の人材の確保に向け、インターンシップの受入れ、選考考査の随時募集による複数回実施など、様々な取組を行っている。

本委員会としては、有為な人材の確保に向け、今後も県職員としての業務のやりがいや採用後のキャリア形成支援など、その魅力を首都圏等の本県出身学生や県内の高校生等に積極的に発信し、県職員志望者の掘り起こしを行うとともに、採用試験の実施方法等について必要に応じて見直すなど、引き続き取り組んでいくこととする。

特に、今後、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進等の働き方改革が進み、若年層の就業や公務に対する意識が変化していく中で、任命権者とともに、多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備を進め、その実践例や支援策等に関する情報提供等にも取り組んでいく必要があると考える。

障がい者の雇用については、これまで身体障がい者を対象とした採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の趣旨を踏まえ、任命権者においては、国や他の都道府県における動向等も参考にしつつ、障がい者雇用を推進するための取組を一層進めていく必要があると考える。

県職員採用Ⅰ種及びⅢ種試験の受験者数と倍率の推移

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考 (平成 15 年度)
Ⅰ 種	受験者数 (人)	616	704	657	590	566	1,290
	最終倍率 (合格者/受験者数)	4.6	5.0	3.8	4.4	4.1	15.0
Ⅲ 種	受験者数 (人)	355	385	427	322	339	869
	最終倍率 (合格者/受験者数)	7.1	5.9	4.7	4.2	-	16.4

(注) 1 I種とは大学卒業程度、Ⅲ種とは高校卒業程度の試験である。

2 備考欄は、職種区分の見直し（一般行政 A 及び一般行政 B）を行った平成 15 年度以降で最も受験者数の多い年度である。

(2) 人材育成

行政課題の複雑・多様化、公務を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、東日本大震災津波からの復興を成し遂げるためには、職員一人ひとりが高い意欲と志を持ちながら、業務を進めていく上での意識や能力を高め、組織として最大限の成果を発揮していくことが求められている。

任命権者においては、これまで職員育成のための基本的な方針等を策定し、集合研修や派遣研修など体系的に人材育成の取組を行ってきたところである。

今後もこうした取組に加え、職員全体の一層の資質向上を図るため、各職場における職務を通じた人材育成や、経験豊富なベテラン職員が培った知識、経験を継承する取組などを引き続き進める必要があると考える。

また、本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は増加しており、平成29年度は26.9%となっていることから、任命権者においては、管理職員をはじめとする職員の意識啓発、女性登用に資する研修等の充実・拡大など、女性職員が活躍できるようキャリア形成・能力向上への支援を行うことが重要であると考えます。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
職 員 数 (人)	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487
女 性 職 員 数 (人)	1,085	1,119	1,144	1,174	1,208
女性職員割合 (%)	24.0	24.8	25.5	26.2	26.9

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の解消

本年の人事院報告において、職員の健康保持や仕事と家庭生活の両立に加え、魅力ある公務職場を実現するため、働き方改革の推進により長時間労働を是正する重要性はかつてなく高まっており、従前の取組にとどまらない、より実効性のある取組を推進していくことが強く求められている旨の言及がなされたところである。

こうした中、本県においては、平成 28 年度の職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数が平成 27 年度に比べて 2.2 時間増加しており、特に知事部局においては、16.7 時間と、東日本大震災津波発災以降最多となったが、これは、第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障害者スポーツ大会の開催、平成 28 年台風第 10 号災害の発災等が平成 28 年度に集中したことなどが要因と考えられる。

しかしながら、平成 27 年度以前から復興業務等のため超過勤務時間数が高止まりしている公所が依然としてあることに加え、働き方改革の必要性が高まる中、今後一層の行政課題の複雑・多様化や行政事務の高度化が見込まれるところである。

このため、任命権者においては、これまでの超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による部下職員の業務進行管理等のマネジメントの強化や職員の働き方に係る意識改革の推進等の取組に加え、組織全体として一層の業務削減・合理化を図る必要があると考える。

なお、これらの取組によっても恒常的に長時間勤務が解消されない場合においては、業務量や業務内容に応じて、適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組が必要であると考えられる。

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
16.1 時間	19.7 時間	21.6 時間	17.2 時間	16.2 時間	15.6 時間	16.1 時間	18.3 時間

- (注) 1 医療局及び企業局を除く職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。
2 教育職員は含まず、平成 27 年度までは再任用職員及び任期付職員を含まない。
3 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

また、教育現場を取り巻く環境の複雑化・多様化により学校に求められる役割が増大する中、教育職員における長時間勤務の解消の重要性についても、これまでになく高まっている。

教育委員会においては、平成 26 年度以降、「教職員の多忙化解消に係る協議の場」の中で、部活動指導業務の見直し、勤務時間把握の適正化、事務事業の見直し等について検討を行うなど、教育職員の長時間勤務の解消に向けた取組を進めているところ

であるが、県立学校における平成28年度の教育職員1人当たりの時間外勤務の月間時間数は28.7時間となっており、単純に比較することはできないものの、任命権者における職員1人当たりの月間超過勤務時間数の平均（18.3時間）を上回っている。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会においては、本年8月に「学校における働き方改革に係る緊急提言」を行い、学校運営の持続可能性を高める観点から、教育職員が疲労や心理的負担を蓄積して心身の健康を損なうことがないよう、学校において勤務時間を意識した働き方を進める必要があるとし、教育委員会や国に対し、業務改善を進める基礎として、ICTやタイムカードなどによる勤務時間の客観的な把握に努めるよう要請している。

加えて、学校における働き方改革を進めるためには、勤務環境の整備のための支援も必要不可欠であるとして、教員の事務作業等を支援するスタッフや部活動指導員の配置促進等の取組を進める必要があるとしている。

これら国の提言や民間労働法制の動向等を踏まえ、本県においても、教育職員の長時間勤務の解消に向けた一層の取組を進める必要があると考える。

平成28年度の県立学校における教育職員の時間外勤務の状況

教育職員1人当たりの時間外勤務の月間時間数	1月の時間外勤務が100時間を超えた教育職員数 a	教育職員数 b	割合 a/b*100
28.7時間	749人	3,449人	21.7%

(注) 1月の時間外勤務が100時間を超えた教育職員数（臨時職員及び非常勤職員を含まない。）は、平成28年度中に月100時間を超える時間外勤務が1月以上あった教育職員の実数である。

併せて、任命権者においては、これらの長時間勤務の解消に向けた取組を進めるとともに、年次休暇の計画的な取得促進等の取組を強化することにより、職員の健康の保持増進を図っていく必要があると考える。

(2) 両立支援の推進

本年の人事院報告において、育児や介護の事情を有する職員が安心して働き続けることのできる環境を整備するため、育児や介護に係る休暇制度やフレックスタイム制等の両立支援制度の一層の活用を図るとともに、併せて、政府が行う不妊治療と仕事の両立に関する実態調査等について今後注視していく旨の言及がなされたところである。

本県においては、これまで育児休業や育児短時間勤務制度、介護休業や介護時間制度、子の看護休暇等の特別休暇制度等を整備するとともに、既存の休暇制度の拡充を図ることなどにより、仕事と家庭の両立支援を推進してきた。

特に、任命権者においては、次世代育成支援対策推進法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、子育てしやすい職場

環境づくりや仕事と介護の両立を可能とする環境の整備などに取り組んでいるところである。

しかしながら、同計画に掲げる男性職員の育児休業等の取得率は、平成32年度の目標値100%に対して平成28年度は91.2%にとどまっており、平成27年度と比較して2.4ポイント減少している。

また、平成28年度の介護休暇取得者数は10人と少ない状況にあるが、急速な高齢化の進行に伴い要介護（要支援）者が増加している中で、今後、介護が必要な家族を抱える職員が増えることが想定される場所である。

こうした中で、仕事と家庭の両立支援の推進は、職員の健康保持や優秀な人材の確保に資するだけでなく、女性職員の一層の登用にもつながることから、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるよう、職場の支援体制の構築に向けた取組を継続して進めることが必要であるとする。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の健康を保持し、柔軟で多様な働き方を可能とする勤務時間制度や休暇制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、引き続き検討を進めていく必要があるとする。

男性職員の育児休業等の取得率の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
育児休業等取得（%）	75.5	93.8	93.8	93.6	91.2

（注） 医療局、教育委員会及び警察本部の職員を除く男性職員の育児休業等（育児休業、部分休業、育児短時間勤務、配偶者出産休暇又は育児参加休暇のいずれかを取得した者）の取得率である。

介護休暇取得者数の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
男 性（人）	11	3	4	2	3
女 性（人）	7	10	4	4	7
合 計（人）	18	13	8	6	10

（注） 1 知事部局及び教育委員会における介護休暇の取得者数である。
2 当該年度に介護休暇の取得を開始した職員の数である。

(3) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、仕事と家庭の両立、さらには多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理に係る様々な取組を進めているところであり、特に東日本大震災津波の発災以降は、復旧・復興に伴う業務量の増加などが職員に与える影響を考慮し、ストレスチェックや健康相談等により一層の取組強化を図ってきたところである。

しかしながら、依然として長期療養者のうち精神疾患を原因とする者の割合が高い状況が続いていることから、本委員会においては、職員の心身の健康面に対する十分な配慮の必要性について、これまでも言及してきたところである。

また、本年6月の民間労働法制の改正により、超過勤務が月100時間を超えた職員について産業医に情報提供することが義務付けられるなど、長時間勤務の縮減と併せて、職員の健康の保持に向けた対策の強化が求められている。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、長時間勤務を行った職員に対する健康確保措置を適切に講ずるとともに、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見の支援などメンタルヘルス対策を引き続き進めていく必要があると考える。

長 期 療 養 者 数 の 推 移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A. 長期療養者 (人)	114	130	120	139	127
B. うち精神疾患による長期療養者 (人)	74	81	84	92	83
B/A (%)	64.9	62.3	70.0	66.2	65.4

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

(4) ハラスメント対策

セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産等を理由とするハラスメント、いわゆるパワー・ハラスメントなどのハラスメントの防止については、これまでも任命権者において、ハラスメントの防止等に関する基本方針や要綱を策定するとともに、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施など様々な取組を進めてきたところである。

一方、本委員会に対する職員からの苦情相談の状況をみると、ハラスメントに係る社会的な認知度の高まりなどを背景に、ハラスメントに関する相談件数が近年増加しており、相談件数全体の約4割（平成24年度から平成28年度までの平均）を占めている。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、引き続き、管理監督者を含む職員への意識

啓発や研修の実施等により、ハラスメントの発生防止に努めるとともに、職員に相談窓口の活用を促し、早期に勤務環境の改善を図るなど、良好な職場環境づくりを推進していく必要があると考える。

苦情相談制度における相談件数の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合 計
A. 受理件数 (件)	9	11	15	19	13	67
B. うちハラスメント関係 (件)	5	5	5	7	4	26
B/A (%)	55.6	45.5	33.3	36.8	30.8	38.8

(注) 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

3 高齢職員の能力及び経験の活用

人事院が平成23年9月に国会及び内閣に対して「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったことを受け、政府においては、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常時勤務を要する官職に再任用することとしている。

本年の人事院報告においては、当面の措置としての再任用職員の能力及び経験の一層の活用については、引き続き、新規採用者を一定数確保しながらフルタイム中心の再任用が実現できるような定員上の取扱いについて関係機関に働きかける等必要な取組を行うこととした上で、平成23年以降の諸状況の変化も踏まえ、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用する観点から、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、各府省や職員団体の意見を聴取するとともに、関係各方面と連携しつつ、論点の整理を行うなど必要な検討を進めるとしている。

本県においても、少子高齢化の進展に伴い、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢層職員が高い士気を維持しつつ、その能力及び経験を最大限発揮できる環境の整備は、質の高い行政サービスを維持していく上で重要な課題であることから、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、人事院の検討状況等を注視しながら、検討を進めていく必要があると考える。

なお、本県の平成29年4月における再任用職員数は470人となっており、年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、10年前（平成19年4月）の31人から大幅に増加（439人増）しており、今後もさらなる再任用希望者の増加や在職期間の長期化等が見込まれる状況にある。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、今後の再任用希望者の増加や若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等を考慮した上で、それぞれの定員事情や人員構成の

特性等に応じ、フルタイムを中心とした再任用勤務を実現できる計画的な人事管理、再任用職員の能力及び経験を有効に活用できる配置等について、検討を進めていく必要があると考える。

また、再任用職員の給与については、人事院は、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き必要な検討を行うこととしていることから、本県においても、国や他の都道府県における動向等に留意しつつ、引き続き検討を進めていく必要があると考える。

(附属資料 第13表 参照)

4 地方公務員法等の改正

本年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、平成32年4月1日から施行することとされた。

同法は、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図るとともに、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用や服務規律等を整備することなどを内容とするものであり、同法の趣旨を踏まえ、適切に対応していく必要があると考える。

IV おわりに

今年の給与勧告は、公民較差を踏まえ、月例給は給料表の引上げ改定、特別給は勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、東日本大震災津波からの復興に加え、復興の先も見据えた地域振興等の職務に、日々、一人ひとりが全力で精励していると認識している。

長時間労働の是正をはじめとした働き方の見直しが社会全体の課題となっている中、勧告を通じて社会一般の情勢に適応した職員の適正な処遇が確保されることは、日頃の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 414,300 円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,700 円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成 29 年 12 月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.90 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.45 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.10 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.55 月分とすること。

イ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.875 月分とすること。再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.425 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

II 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(3)のアについては同年12月1日から、Iの1の(3)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	143,900	194,400	230,900	264,300	290,600	321,400	365,600	411,400	462,100	526,000
	2	145,000	196,200	232,600	266,300	292,800	323,600	368,200	413,800	465,200	528,900
	3	146,200	198,000	234,100	268,100	295,100	325,900	370,700	416,300	468,300	532,000
	4	147,300	199,900	235,700	270,200	297,200	328,100	373,300	418,700	471,300	535,200
	5	148,400	201,500	237,200	272,000	299,300	330,300	375,200	420,600	474,300	538,300
	6	149,500	203,300	238,900	273,900	301,600	332,400	377,800	423,000	477,400	540,600
	7	150,600	205,100	240,400	275,800	303,900	334,600	380,100	425,100	480,400	543,100
	8	151,700	206,900	242,000	278,000	306,100	336,800	382,600	427,300	483,500	545,600
	9	152,800	208,600	243,400	280,100	308,100	338,800	385,100	429,300	486,200	548,000
	10	154,300	210,500	244,900	282,100	310,500	341,000	387,900	431,400	489,400	549,800
	11	155,600	212,300	246,500	284,200	312,700	343,000	390,500	433,600	492,400	551,600
	12	156,900	214,100	247,900	286,200	315,000	345,300	393,200	435,700	495,500	553,500
	13	158,200	215,500	249,400	288,300	317,100	347,100	395,600	437,400	498,200	555,200
	14	159,700	217,300	250,900	290,400	319,200	349,100	397,900	439,200	500,600	556,700
	15	161,200	219,000	252,200	292,400	321,500	351,200	400,200	441,200	502,900	558,000
	16	162,800	220,800	253,600	294,400	323,600	353,200	402,600	443,200	505,200	559,100
	17	164,100	222,600	255,200	296,300	325,600	355,000	404,400	445,200	507,300	560,400
	18	165,700	224,300	256,900	298,300	327,600	357,000	406,400	447,000	508,700	561,400
	19	167,200	225,900	258,600	300,500	329,600	358,800	408,300	448,800	510,200	562,300
	20	168,700	227,500	260,400	302,500	331,600	360,700	410,200	450,500	511,700	563,200
	21	170,100	229,000	262,000	304,500	333,500	362,700	412,100	452,300	512,900	564,100
	22	172,800	230,700	263,800	306,600	335,600	364,600	413,900	453,800	514,300	
	23	175,400	232,400	265,600	308,600	337,600	366,700	415,700	455,300	515,800	
	24	178,100	234,000	267,300	310,800	339,700	368,600	417,600	456,800	517,300	
	25	180,800	235,200	269,300	312,500	341,100	370,600	419,400	458,200	518,400	
	26	182,500	236,700	271,200	314,600	343,100	372,500	420,900	459,500	519,500	
	27	184,200	238,100	273,000	316,600	345,000	374,500	422,500	460,800	520,700	
	28	185,900	239,400	274,800	318,600	346,900	376,600	424,100	462,000	521,900	
	29	187,400	240,700	276,600	320,400	348,600	378,100	425,700	463,000	523,000	
	30	189,300	241,900	278,500	322,500	350,500	379,900	427,000	463,700	523,900	
	31	191,100	242,900	280,400	324,600	352,400	381,700	428,300	464,500	524,800	
	32	192,800	244,200	282,100	326,700	354,300	383,300	429,500	465,200	525,700	
	33	194,400	245,500	283,700	328,000	356,200	385,100	430,700	465,900	526,500	
	34	195,900	246,700	285,600	330,000	358,000	386,500	432,000	466,800	527,400	
	35	197,400	247,900	287,500	332,000	359,800	388,100	433,400	467,500	528,100	
	36	199,000	249,200	289,400	334,100	361,500	389,700	434,600	468,100	528,600	
	37	200,300	250,100	291,000	336,000	362,900	391,100	435,800	468,600	529,300	
	38	201,600	251,500	292,700	337,900	364,200	392,300	436,600	469,200	529,900	
	39	202,900	252,900	294,500	339,900	365,700	393,500	437,400	469,800	530,700	
	40	204,200	254,500	296,300	341,800	367,100	394,600	438,200	470,400	531,300	
	41	205,500	255,900	297,900	343,800	368,400	395,700	438,800	470,900	531,800	
	42	206,800	257,300	299,700	345,700	369,300	396,900	439,500	471,400		
	43	208,100	258,700	301,200	347,500	370,400	398,100	440,200	471,800		
	44	209,400	260,000	302,800	349,400	371,500	399,300	440,900	472,100		
	45	210,700	261,200	304,400	350,900	372,300	400,000	441,700	472,400		
	46	212,000	262,500	306,100	352,300	373,200	400,700	442,500			
	47	213,300	263,900	307,700	353,800	374,100	401,400	442,900			
	48	214,600	265,300	309,500	355,400	375,000	402,100	443,700			

	49	215,700	266,500	310,500	357,000	375,900	402,700	444,200
	50	216,800	267,600	312,000	357,800	376,800	403,300	444,600
	51	217,800	268,900	313,500	359,000	377,600	403,800	445,000
	52	218,900	270,200	315,100	360,000	378,400	404,200	445,400
	53	220,000	271,200	316,700	360,900	379,100	404,600	445,800
	54	221,000	272,300	318,300	362,000	379,800	404,900	446,200
	55	222,000	273,600	319,900	362,900	380,500	405,200	446,600
	56	223,000	274,900	321,500	364,000	381,200	405,500	446,900
	57	223,500	275,900	323,000	364,900	381,700	405,800	447,200
	58	224,400	277,000	324,200	365,700	382,300	406,100	447,600
	59	225,200	277,900	325,400	366,400	382,900	406,400	447,900
	60	226,100	279,000	326,600	367,100	383,600	406,700	448,200
再任職員以外の職員	61	226,800	280,100	327,300	367,500	384,000	407,000	448,500
	62	227,800	281,100	328,200	368,100	384,700	407,300	
	63	228,600	282,000	329,000	368,800	385,300	407,600	
	64	229,500	283,000	329,800	369,500	385,900	407,900	
	65	230,200	283,600	330,700	369,800	386,300	408,200	
	66	231,000	284,500	331,100	370,500	386,900	408,500	
	67	232,000	285,200	331,900	371,200	387,500	408,800	
	68	233,100	286,100	332,700	371,900	388,200	409,100	
	69	233,800	287,200	333,500	372,200	388,600	409,300	
	70	234,500	288,000	334,200	372,800	389,100	409,600	
	71	235,100	288,800	334,900	373,500	389,600	409,900	
	72	235,900	289,600	335,600	374,100	390,200	410,300	
	73	236,700	290,400	336,100	374,400	390,500	410,500	
	74	237,400	290,900	336,700	375,000	390,900	410,800	
	75	238,100	291,300	337,200	375,700	391,300	411,100	
	76	238,700	291,800	337,800	376,300	391,700	411,300	
	77	239,400	291,900	338,100	376,800	392,000	411,500	
	78	240,200	292,300	338,600	377,300	392,300		
	79	241,000	292,500	339,000	377,900	392,600		
	80	241,700	292,900	339,500	378,400	392,900		
	81	242,300	293,100	339,900	378,900	393,100		
	82	243,100	293,300	340,400	379,500	393,400		
	83	243,800	293,700	340,900	380,000	393,700		
	84	244,500	294,000	341,400	380,300	393,900		
	85	245,100	294,300	341,700	380,700	394,100		
	86	245,800	294,600	342,100	381,200	394,400		
	87	246,500	294,900	342,600	381,600	394,700		
	88	247,200	295,300	343,100	382,000	394,900		
	89	247,800	295,600	343,400	382,400	395,100		
	90	248,300	296,000	343,800	382,900	395,400		
	91	248,600	296,300	344,300	383,300	395,700		
	92	249,000	296,700	344,700	383,700	395,900		
	93	249,300	296,800	344,900	384,000	396,100		
	94		297,000	345,300	384,500	396,400		
	95		297,400	345,800	384,900	396,700		
	96		297,800	346,200	385,300	396,900		
	97		298,100	346,300	385,600	397,100		
	98		298,400	346,800	386,100			
	99		298,800	347,200	386,500			
	100		299,200	347,500	386,900			

	101		299,400	347,800	387,200						
	102		299,700	348,200							
	103		300,100	348,600							
	104		300,400	349,000							
	105		300,600	349,500							
	106		300,900	349,900							
	107		301,300	350,300							
	108		301,600	350,700							
	109		301,800	351,200							
	110		302,200	351,600							
	111		302,600	351,900							
	112		302,900	352,200							
	113		303,000	352,700							
	114		303,300								
	115		303,600								
	116		304,000								
	117		304,200								
	118		304,400								
	119		304,700								
	120		305,000								
	121		305,400								
	122		305,600								
	123		305,900								
	124		306,200								
	125		306,500								
再任 用職 員		189,000	216,700	257,100	276,700	291,900	317,500	359,600	393,000	444,600	525,700

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,500	183,300	210,000	250,500	294,400	321,100	349,900	384,700	426,200
	2	169,200	185,100	212,100	252,300	296,400	323,400	352,100	386,900	428,000
	3	171,000	186,900	214,100	254,100	298,500	325,700	354,400	389,000	429,900
	4	172,700	188,800	216,100	256,000	300,900	327,800	356,700	391,100	431,800
	5	174,200	190,700	218,100	257,700	302,700	330,100	358,700	392,800	433,300
	6	176,100	193,000	220,100	259,500	304,900	332,300	360,800	394,800	435,000
	7	178,000	195,300	222,200	261,100	307,000	334,700	363,000	396,600	436,600
	8	179,900	197,600	224,100	262,800	309,200	336,900	365,200	398,400	438,100
	9	181,600	199,900	226,200	264,100	311,300	338,700	367,100	400,300	439,700
	10	183,300	202,500	228,000	265,700	313,500	341,000	369,300	402,300	441,400
	11	185,000	205,000	229,800	267,100	315,800	343,300	371,300	404,300	443,000
	12	186,700	207,500	231,600	268,400	317,900	345,600	373,500	406,400	444,700
	13	188,700	209,800	233,600	270,000	320,000	347,600	375,400	408,100	445,800
	14	190,800	211,700	235,500	271,400	322,400	349,700	377,600	410,300	447,400
	15	192,900	213,500	237,400	272,500	324,600	351,900	379,700	412,300	449,200
	16	195,000	215,300	239,300	273,800	326,800	354,000	381,800	414,400	451,000
	17	197,200	217,200	240,900	274,700	328,600	356,200	383,400	416,100	452,600
	18	199,700	219,100	242,700	276,100	330,900	358,200	385,400	417,800	454,400
	19	202,100	221,000	244,600	277,600	333,100	360,200	387,300	419,500	456,300
	20	204,500	222,900	246,400	279,000	335,400	362,300	389,400	421,100	458,000
	21	207,000	224,600	248,000	280,300	337,400	364,100	391,200	422,900	459,600
	22	208,800	226,400	249,400	281,700	339,400	366,200	393,300	424,500	461,300
	23	210,700	228,200	250,600	283,000	341,500	368,100	395,400	425,900	462,900
	24	212,500	230,000	251,900	284,500	343,600	370,200	397,400	427,400	464,700
	25	214,400	231,700	253,200	285,700	345,500	371,900	399,200	428,700	466,300
	26	216,200	233,500	254,500	287,600	347,600	373,900	401,200	430,100	467,700
	27	218,000	235,200	255,900	289,700	349,500	375,900	403,300	431,600	469,200
	28	219,700	236,900	257,100	291,700	351,500	378,000	405,400	433,300	470,500
	29	221,700	238,300	258,300	293,600	353,400	379,900	406,900	434,600	471,700
	30	223,500	240,100	259,400	295,600	355,600	382,000	408,700	436,300	472,400
	31	225,300	241,900	260,700	297,400	357,500	384,100	410,500	438,000	473,100
	32	227,100	243,700	261,800	299,400	359,600	386,100	412,200	439,600	473,800
	33	228,800	245,200	262,400	301,200	361,100	388,100	413,900	441,000	474,300
	34	230,500	246,700	263,600	303,000	363,100	390,200	415,400	442,700	475,100
	35	232,200	248,000	264,700	304,900	365,000	392,300	417,000	444,500	475,800
	36	234,000	249,400	265,900	306,700	367,200	394,200	418,500	446,100	476,400
	37	235,400	250,700	266,900	308,500	369,100	395,900	419,800	447,300	476,700
	38	237,200	252,000	268,100	310,500	371,200	397,400	421,400	448,200	477,400
	39	239,000	253,200	269,100	312,400	373,200	398,700	422,900	448,900	477,900
	40	240,800	254,400	270,100	314,100	375,200	400,200	424,400	449,600	478,400
	41	242,200	255,700	271,300	315,900	377,300	401,400	425,900	450,000	478,900
	42	243,600	256,900	272,700	317,700	379,400	402,500	427,200	450,600	479,300
	43	245,000	258,000	274,000	319,600	381,500	403,500	428,500	451,300	479,700
	44	246,200	259,100	275,200	321,600	383,500	404,500	429,700	451,900	480,100
	45	247,500	259,900	276,300	323,300	385,200	405,700	430,700	452,700	480,400
	46	248,600	261,000	277,900	325,200	386,900	406,900	431,400	453,400	
	47	249,600	262,100	279,400	327,100	388,600	408,000	432,200	453,900	
	48	250,500	263,300	281,000	328,900	390,300	409,200	433,100	454,400	

	49	251,400	264,200	282,800	330,400	391,700	410,600	433,600	455,000
	50	252,500	265,400	284,500	332,000	392,700	411,400	434,000	455,300
	51	253,700	266,500	286,200	333,500	393,700	412,200	434,400	455,600
	52	254,800	267,600	287,700	335,200	394,700	412,900	434,700	456,000
	53	255,600	268,800	289,300	336,700	396,000	413,400	435,000	456,400
	54	256,800	269,800	291,100	338,400	397,100	414,100	435,400	456,600
	55	257,700	271,200	292,800	340,100	398,200	414,800	435,700	456,900
	56	258,900	272,400	294,500	341,900	399,500	415,400	436,000	457,100
	57	259,900	273,400	296,000	343,000	400,800	416,100	436,300	457,500
	58	260,900	275,000	297,700	344,700	401,600	416,500	436,600	457,700
	59	261,700	276,400	299,600	346,300	402,400	417,100	436,900	457,900
	60	262,700	278,100	301,400	347,900	403,100	417,700	437,200	458,100
	61	263,800	279,700	302,800	349,500	403,600	418,100	437,500	458,500
	62	264,800	281,300	304,600	351,200	404,300	418,700	437,800	
	63	266,000	282,900	306,400	352,900	405,000	419,200	438,100	
	64	266,900	284,400	308,100	354,700	405,700	419,700	438,400	
	65	268,000	285,800	309,500	356,300	406,000	420,200	438,700	
	66	269,200	287,200	311,300	357,900	406,700	420,800	439,000	
	67	270,400	288,800	312,700	359,500	407,400	421,300	439,300	
	68	271,700	290,200	314,400	361,100	408,000	421,800	439,600	
再任 用職 員以 外の 職員	69	272,900	291,800	315,800	362,300	408,400	422,200	439,800	
	70	274,300	293,300	317,200	363,700	408,900	422,500	440,100	
	71	275,700	294,900	318,600	365,000	409,500	422,800	440,400	
	72	277,100	296,500	320,100	366,500	410,100	423,100	440,700	
	73	278,300	297,700	321,000	367,700	410,600	423,400	440,900	
	74	279,700	299,200	322,600	368,900	411,000	423,700	441,200	
	75	281,100	300,700	324,100	370,200	411,500	424,000	441,500	
	76	282,300	302,200	325,800	371,500	412,000	424,300	441,800	
	77	283,500	303,200	327,600	372,800	412,500	424,500	442,000	
	78	284,700	304,700	329,300	374,000	413,000	424,800		
	79	285,900	305,900	330,900	375,200	413,600	425,100		
	80	286,900	307,400	332,600	376,500	414,100	425,400		
	81	288,100	308,700	334,300	377,700	414,500	425,600		
	82	289,300	310,200	336,000	378,900	415,100	425,900		
	83	290,600	311,400	337,600	380,000	415,600	426,200		
	84	291,900	312,800	339,300	381,200	415,800	426,400		
	85	293,100	313,800	340,700	382,300	416,100	426,600		
	86	294,300	315,300	342,200	382,900	416,600	426,900		
	87	295,200	316,600	343,800	383,400	416,900	427,200		
	88	296,400	318,100	345,300	384,000	417,200	427,400		
	89	297,400	319,600	346,600	384,600	417,500	427,600		
	90	298,700	321,200	347,800	385,200	417,900	427,900		
	91	299,800	322,600	349,100	385,800	418,300	428,200		
	92	301,000	324,100	350,400	386,400	418,700	428,400		
	93	301,600	325,400	351,800	386,700	419,000	428,600		
	94	302,900	326,700	353,300	387,200	419,400	428,900		
	95	304,000	328,100	354,900	387,900	419,800	429,200		
	96	305,300	329,400	356,400	388,400	420,200	429,400		
	97	306,400	330,600	357,700	388,800	420,500	429,600		
	98	307,600	332,000	358,900	389,200	420,900			
	99	308,800	333,300	360,000	389,800	421,300			
	100	310,100	334,600	361,200	390,300	421,700			

101	311,300	336,000	362,300	390,700	422,000					
102	312,300	336,900	363,400	391,200	422,400					
103	313,400	338,000	364,500	391,800	422,800					
104	314,400	339,200	365,800	392,300	423,200					
105	315,200	340,300	367,000	392,600	423,400					
106	315,800	341,400	367,500	393,000						
107	316,400	342,400	368,100	393,500						
108	317,100	343,600	368,700	393,800						
109	317,600	344,800	369,300	394,100						
110	318,100	345,800	369,800	394,600						
111	318,600	346,800	370,300	395,100						
112	319,200	347,700	370,800	395,600						
113	320,000	348,600	371,200	395,900						
114	320,800	349,500	371,600	396,400						
115	321,500	350,500	372,200	396,900						
116	322,200	351,500	372,700	397,400						
117	322,800	352,500	373,100	397,700						
118	323,600	353,000	373,600	398,200						
119	324,300	353,600	374,200	398,700						
120	325,100	354,300	374,700	399,300						
121	325,700	354,600	374,800	399,700						
122	326,000	355,000	375,400	400,200						
123	326,500	355,500	375,900	400,600						
124	327,000	355,900	376,300	401,100						
125	327,300	356,300	376,900	401,500						
126		356,700	377,400							
127		357,200	377,900							
128		357,600	378,400							
129		358,000	378,700							
130		358,400	379,200							
131		358,800	379,700							
132		359,200	380,200							
133		359,400	380,500							
134		359,900	381,000							
135		360,300	381,400							
136		360,600	381,800							
137		360,900	382,100							
138		361,300	382,600							
139		361,800	383,100							
140		362,300	383,600							
141		362,600	383,900							
142		363,100								
143		363,600								
144		364,100								
145		364,400								
再任用職員	243,300	255,100	259,200	290,800	307,400	321,700	345,500	380,900	412,800	

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	202,400	263,400	332,100	420,200
	2	159,200	204,100	265,900	334,400	422,100
	3	160,700	205,800	268,300	336,700	423,900
	4	162,200	207,500	270,600	338,800	425,600
	5	163,900	209,300	273,200	341,100	427,100
	6	165,900	211,100	275,600	343,300	428,600
	7	167,700	212,800	277,900	345,700	430,500
	8	169,500	214,400	280,100	348,000	432,500
	9	171,300	216,200	282,400	349,800	434,300
	10	173,400	218,100	284,700	351,900	436,100
	11	175,400	220,000	287,100	354,000	438,000
	12	177,500	222,000	289,400	356,200	439,800
	13	179,500	223,700	291,800	358,300	441,500
	14	181,700	225,700	293,900	360,300	443,400
	15	183,900	227,700	295,800	362,300	445,300
	16	186,100	229,700	297,800	364,300	447,200
	17	188,500	231,600	300,000	366,200	448,900
	18	191,100	234,400	302,500	368,100	450,700
	19	193,600	237,100	305,000	369,900	452,500
	20	196,100	239,800	307,700	371,900	454,300
	21	198,600	242,400	310,000	373,500	456,000
	22	200,400	245,300	312,700	375,400	457,700
	23	202,100	247,900	315,000	377,400	459,600
	24	203,800	250,600	317,700	379,300	461,300
	25	205,300	253,100	320,300	380,600	463,000
	26	207,000	255,700	322,700	382,400	464,600
	27	208,700	258,200	325,100	384,200	466,300
	28	210,400	260,500	327,300	386,100	467,800
	29	211,900	263,200	329,600	388,100	469,300
	30	213,600	265,600	331,600	390,000	470,600
	31	215,300	267,900	333,900	391,900	471,900
	32	217,000	270,100	336,100	393,900	473,200
	33	218,600	272,200	338,000	395,600	474,400
	34	220,400	274,400	340,100	397,300	475,100
	35	222,300	276,600	342,200	399,000	475,800
	36	224,100	278,700	344,400	400,800	476,500
	37	225,700	281,000	346,500	402,000	477,100
	38	227,500	283,000	348,600	403,500	
	39	229,300	284,900	350,800	404,900	
	40	231,100	286,900	352,900	406,300	
	41	232,900	288,800	355,000	408,000	
	42	234,600	291,200	357,100	409,400	
	43	236,200	293,500	359,000	410,800	
	44	237,800	296,000	361,100	412,300	
	45	239,300	298,100	362,900	413,900	
	46	240,700	300,700	364,900	415,200	
	47	242,000	303,000	367,000	416,700	
	48	243,200	305,700	369,000	418,300	

	49	244,800	308,100	370,600	420,000
	50	246,300	310,600	372,400	421,500
	51	247,500	313,100	374,300	423,100
	52	249,000	315,400	376,300	424,600
	53	250,200	317,700	378,300	426,300
	54	251,400	319,900	380,100	427,800
	55	252,800	322,100	381,900	429,400
	56	253,900	324,300	383,600	431,000
	57	255,300	326,400	385,100	432,600
	58	256,400	328,500	386,700	434,100
	59	257,500	330,600	388,500	435,300
	60	258,700	332,700	390,200	436,500
	61	260,000	334,800	391,400	437,700
	62	261,300	336,900	392,800	439,000
	63	262,700	339,100	394,200	440,300
	64	263,800	341,300	395,500	441,500
	65	265,100	343,100	396,900	442,700
	66	266,700	345,400	398,100	444,000
	67	268,200	347,400	399,600	445,200
	68	269,900	349,600	401,000	446,400
	69	271,400	351,400	402,300	447,600
	70	272,800	353,300	403,600	448,800
	71	274,200	355,500	405,000	450,000
	72	275,600	357,500	406,300	451,200
	73	276,800	359,100	407,600	452,300
再任用職員以外の職員	74	278,200	361,000	409,000	452,900
	75	279,600	362,800	410,500	453,400
	76	280,800	364,700	411,800	453,900
	77	282,100	366,700	413,000	454,400
	78	283,300	368,400	414,200	
	79	284,500	370,100	415,500	
	80	285,700	371,700	416,900	
	81	286,800	373,200	418,200	
	82	288,100	374,700	419,400	
	83	289,300	376,200	420,400	
84	290,500	377,700	421,700		
85	291,600	378,800	422,900		
86	292,700	380,200	424,100		
87	293,700	381,600	425,300		
88	294,900	382,900	426,300		
89	296,000	384,200	427,400		
90	297,100	385,500	428,400		
91	298,400	386,700	429,400		
92	299,600	388,100	430,400		
93	300,200	389,400	431,300		
94	301,200	390,500	432,100		
95	302,300	391,800	433,000		
96	303,500	393,000	433,800		
97	304,500	394,400	434,600		
98	305,600	395,400	435,000		
99	306,600	396,500	435,400		
100	307,700	397,500	435,800		

101	308,600	398,400	436,200		
102	309,800	399,500	436,500		
103	310,900	400,600	436,800		
104	311,900	401,700	437,100		
105	312,500	402,400	437,400		
106	313,400	403,300	437,700		
107	314,200	404,200	438,000		
108	315,000	405,100	438,200		
109	315,900	405,900	438,400		
110	316,300	406,800	438,700		
111	316,700	407,600	439,000		
112	317,200	408,400	439,200		
113	317,800	409,000	439,400		
114	318,200	409,700	439,700		
115	318,700	410,500	440,000		
116	319,200	411,200	440,200		
117	319,800	411,800	440,400		
118	320,400	412,300			
119	320,800	412,700			
120	321,300	413,100			
121	321,800	413,500			
122	322,200	413,800			
123	322,700	414,100			
124	323,200	414,300			
125	323,800	414,500			
126	324,100	414,800			
127	324,400	415,100			
128	324,700	415,300			
129	324,900	415,500			
130	325,200	415,800			
131	325,500	416,100			
132	325,800	416,300			
133	326,000	416,500			
134	326,200	416,800			
135	326,400	417,100			
136	326,700	417,300			
137	327,000	417,500			
138	327,200	417,800			
139	327,500	418,100			
140	327,800	418,300			
141	328,000	418,500			
142	328,200	418,800			
143	328,500	419,100			
144	328,700	419,300			
145	329,000	419,500			
146	329,200				
147	329,500				
148	329,800				
149	330,000				
150	330,200				
151	330,500				
152	330,800				
153	331,000				
再任用職員	235,700	276,400	305,300	333,700	418,500

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	173,700	263,400	292,700	409,900
	2	159,200	175,800	265,900	295,300	411,500
	3	160,700	178,000	268,300	298,200	413,000
	4	162,200	180,200	270,600	300,800	414,500
	5	163,900	182,200	273,200	303,300	415,900
	6	165,900	184,400	275,600	305,700	417,300
	7	167,700	186,600	277,900	308,000	418,800
	8	169,500	188,900	280,100	310,400	420,400
	9	171,300	191,200	282,400	312,900	421,900
	10	173,400	194,000	284,700	315,500	423,300
	11	175,400	196,700	287,100	318,200	424,700
	12	177,500	199,500	289,400	321,100	426,000
	13	179,500	202,400	291,800	323,700	427,300
	14	181,700	204,100	293,900	325,700	428,700
	15	183,900	205,800	295,800	327,700	430,100
	16	186,100	207,500	297,800	330,000	431,500
	17	188,500	209,300	300,000	332,100	432,700
	18	191,100	211,100	302,500	334,400	434,100
	19	193,600	212,800	305,000	336,700	435,300
	20	196,100	214,400	307,700	338,800	436,600
	21	198,600	216,200	310,000	341,100	437,700
	22	200,400	218,100	312,700	343,300	438,900
	23	202,100	220,000	315,000	345,700	440,200
	24	203,800	222,000	317,700	348,000	441,500
	25	205,300	223,700	320,300	349,800	442,800
	26	206,900	225,700	322,700	351,600	444,100
	27	208,500	227,700	325,100	353,500	445,100
	28	210,000	229,700	327,300	355,500	446,200
	29	211,800	231,600	329,600	357,300	447,400
	30	213,500	234,400	331,600	359,100	448,200
	31	215,200	237,100	333,900	360,800	449,000
	32	216,900	239,800	336,100	362,700	449,900
	33	218,400	242,400	338,000	364,200	450,800
	34	220,100	245,300	340,100	366,000	451,300
	35	221,900	247,900	342,200	367,500	451,800
	36	223,600	250,600	344,300	369,300	452,300
	37	225,100	253,100	346,300	371,200	452,800
	38	226,800	255,700	348,200	372,700	
	39	228,500	258,200	350,200	374,100	
	40	230,200	260,500	352,100	375,700	
	41	231,800	263,200	353,800	376,900	
	42	233,600	265,600	355,700	378,300	
	43	235,200	267,900	357,300	379,700	
	44	236,800	270,100	359,000	381,200	
	45	238,500	272,200	360,800	382,700	
	46	240,000	274,400	362,500	384,300	
	47	241,300	276,600	363,900	385,900	
	48	242,700	278,700	365,600	387,400	

	49	244,200	281,000	366,800	388,900
	50	245,600	283,000	368,300	390,400
	51	247,100	284,900	369,900	391,900
	52	248,300	286,900	371,500	393,300
	53	249,400	288,800	373,000	394,500
	54	250,800	291,200	374,500	395,800
	55	252,000	293,500	376,000	396,900
	56	253,200	296,000	377,600	398,000
	57	254,400	298,100	379,100	399,500
	58	255,700	300,700	380,500	400,700
	59	256,800	303,000	381,900	401,900
	60	258,000	305,700	383,200	403,200
	61	259,400	308,100	384,100	404,400
	62	260,600	310,600	385,300	405,400
	63	261,800	313,100	386,500	406,800
	64	262,700	315,400	387,700	408,100
	65	263,700	317,700	388,600	409,300
	66	265,100	319,900	389,800	410,500
	67	266,600	322,100	390,800	411,700
	68	268,100	324,300	391,900	412,800
	69	269,700	326,400	393,100	413,800
	70	271,200	328,500	394,100	415,000
	71	272,700	330,700	395,200	416,200
	72	274,100	332,800	396,400	417,400
再任用職員以外の職員	73	275,100	334,900	397,400	418,000
	74	276,300	337,000	398,500	418,800
	75	277,700	339,200	399,700	419,500
	76	278,900	341,400	400,800	420,000
	77	280,200	343,100	401,700	420,300
	78	281,300	345,100	402,600	420,700
	79	282,500	346,800	403,600	421,100
	80	283,700	348,600	404,600	421,600
	81	284,900	350,400	405,400	421,900
	82	285,800	352,200	406,200	422,300
83	287,000	353,700	406,900	422,700	
84	288,300	355,600	407,700	423,000	
85	289,300	356,800	408,400	423,300	
86	290,200	358,400	409,200	423,700	
87	290,900	359,900	409,900	424,100	
88	291,900	361,400	410,700	424,400	
89	292,900	362,800	411,300	424,700	
90	293,800	364,100	412,000	425,000	
91	294,700	365,600	412,500	425,300	
92	295,600	367,000	413,200	425,500	
93	295,900	368,500	413,600	425,700	
94	296,600	369,800	414,000		
95	297,300	371,100	414,300		
96	298,200	372,300	414,600		
97	299,000	373,300	414,900		
98	299,800	374,300	415,200		
99	300,600	375,300	415,500		
100	301,300	376,300	415,700		

101	302,200	377,300	415,900
102	302,700	378,300	416,200
103	303,200	379,300	416,500
104	303,700	380,300	416,700
105	303,900	381,100	416,900
106	304,300	382,000	417,200
107	304,600	382,900	417,500
108	304,800	383,900	417,700
109	305,000	384,700	417,900
110	305,200	385,700	418,200
111	305,500	386,700	418,500
112	305,800	387,800	418,700
113	306,000	388,400	418,900
114	306,200	389,300	419,200
115	306,400	390,200	419,500
116	306,700	391,100	419,700
117	307,000	391,900	419,900
118	307,300	392,600	
119	307,600	393,400	
120	307,900	394,200	
121	308,000	394,800	
122	308,200	395,600	
123	308,500	396,300	
124	308,800	397,000	
125	309,000	397,600	
126		398,300	
127		398,900	
128		399,500	
129		400,200	
130		400,800	
131		401,300	
132		401,800	
133		402,100	
134		402,400	
135		402,700	
136		403,000	
137		403,300	
138		403,600	
139		403,900	
140		404,200	
141		404,500	
142		404,800	
143		405,100	
144		405,400	
145		405,600	
146		405,900	
147		406,200	
148		406,400	
149		406,600	
150		406,900	
151		407,200	
152		407,400	

	153		407,600			
	154		407,900			
	155		408,200			
	156		408,400			
	157		408,600			
再任用職員		226,800	273,100	300,400	326,900	408,400

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,100	194,200	281,600	333,500	391,700
	2	145,200	196,800	284,000	335,700	394,600
	3	146,400	199,300	286,400	337,900	397,300
	4	147,500	201,700	288,900	339,900	400,200
	5	148,600	204,200	291,200	341,800	402,300
	6	149,900	206,500	293,400	344,000	405,000
	7	151,200	208,800	295,400	346,100	407,700
	8	152,500	211,100	297,400	348,100	410,500
	9	153,600	213,200	299,600	349,900	413,100
	10	155,400	215,500	302,200	351,900	415,700
	11	157,000	218,000	304,800	354,000	418,400
	12	158,600	220,300	307,600	356,000	421,300
	13	160,100	222,600	309,800	358,000	423,900
	14	162,000	225,000	312,500	359,900	426,600
	15	163,900	227,400	315,000	361,700	429,400
	16	166,000	229,800	317,800	363,600	432,100
	17	167,800	232,100	320,400	365,500	434,700
	18	170,000	235,000	322,700	367,500	437,300
	19	172,200	237,900	324,900	369,200	439,800
	20	174,300	240,800	327,000	371,200	442,400
	21	176,600	243,300	329,300	372,700	445,000
	22	179,000	246,100	331,300	374,700	447,600
	23	181,300	248,600	333,400	376,500	450,200
	24	183,600	251,300	335,400	378,500	452,700
	25	185,700	254,000	337,400	379,900	455,000
	26	188,000	256,500	339,300	381,600	457,300
	27	190,100	258,800	341,100	383,500	459,800
	28	192,200	261,000	342,900	385,400	462,300
	29	194,300	263,700	344,900	387,200	464,800
	30	196,000	265,900	346,600	389,200	467,400
	31	197,800	267,900	348,100	391,100	469,900
	32	199,600	270,000	349,800	393,000	472,400
	33	201,400	271,800	351,200	394,600	474,700
	34	203,300	273,800	352,600	396,400	477,100
	35	205,200	275,900	353,900	398,000	479,600
	36	207,100	277,900	355,500	399,900	482,100
	37	208,800	279,800	356,700	401,100	484,500
	38	210,800	281,300	358,100	402,600	487,000
	39	212,700	282,500	359,400	404,000	489,500
	40	214,600	284,000	360,800	405,400	492,000
	41	216,500	285,400	361,500	406,800	494,300
	42	218,400	286,400	362,600	408,100	496,500
	43	220,300	287,400	363,800	409,600	498,700
	44	222,300	288,500	364,900	411,300	501,000
	45	224,000	289,200	366,200	412,700	502,700
	46	225,900	290,400	367,400	413,900	504,200
	47	227,700	291,600	368,700	415,500	505,800
	48	229,500	292,800	369,800	417,100	507,300

再任職員以外の職員	49	231,200	294,200	370,900	418,400	509,000
	50	233,100	295,500	372,200	419,800	510,400
	51	234,800	296,600	373,500	421,400	511,900
	52	236,500	297,700	374,800	422,800	513,400
	53	238,000	298,900	375,500	424,200	514,500
	54	239,800	300,200	376,600	425,600	515,700
	55	241,500	301,500	377,500	427,000	516,900
	56	243,100	302,600	378,500	428,400	518,100
	57	244,500	303,600	379,300	429,500	519,000
	58	245,700	304,700	380,100	430,800	520,000
	59	246,700	305,900	380,800	432,200	521,000
	60	247,800	307,000	381,500	433,600	522,000
	61	248,900	307,900	382,100	434,400	523,200
	62	250,000	309,000	382,800	435,300	524,100
	63	250,900	310,200	383,700	436,300	524,800
	64	252,000	311,300	384,600	437,200	525,500
	65	253,200	312,200	385,200	438,100	526,300
	66	254,400	313,300	386,000	438,900	527,100
	67	255,500	314,200	386,800	439,500	527,900
	68	256,400	315,200	387,700	440,300	528,700
	69	257,300	316,200	388,300	440,700	529,400
	70	258,700	317,200	389,000	441,300	530,200
	71	260,200	318,300	389,700	441,800	531,000
	72	261,600	319,400	390,400	442,300	531,800
	73	263,000	320,000	391,100	442,800	532,500
	74	264,400	321,100	391,700		
	75	265,900	322,200	392,300		
	76	267,000	323,300	393,000		
	77	268,100	324,400	393,700		
	78	269,300	325,400	394,300		
	79	270,600	326,300	394,900		
	80	271,700	327,200	395,500		
	81	273,000	328,300	396,100		
	82	274,300	329,100	396,700		
	83	275,600	329,800	397,300		
	84	276,900	330,600	397,900		
	85	278,000	331,100	398,400		
	86	279,100	331,700	399,000		
	87	280,400	332,200	399,500		
	88	281,600	332,700	400,200		
	89	282,500	333,000	400,600		
	90	283,700	333,500	401,100		
	91	284,700	334,000	401,600		
	92	285,900	334,500	402,300		
	93	286,800	334,800	402,700		
	94	287,900	335,200	403,200		
	95	288,900	335,700	403,700		
	96	289,900	336,200	404,400		
	97	290,300	336,700	404,800		
	98	291,200	337,200	405,300		
	99	291,900	337,700	405,800		
	100	292,800	338,200	406,500		

	101	293,700	338,700	406,900		
	102	294,400	339,200			
	103	295,100	339,700			
	104	295,800	340,200			
	105	296,500	340,800			
	106	297,000	341,100			
	107	297,500	341,600			
	108	298,100	342,000			
	109	298,300	342,500			
	110	298,700	343,000			
	111	299,000	343,500			
	112	299,300	343,900			
	113	299,600	344,400			
	114	299,900	344,800			
	115	300,200	345,300			
	116	300,500	345,700			
	117	300,800	346,200			
	118	301,200	346,600			
	119	301,500	347,000			
	120	301,900	347,400			
	121	302,200	347,800			
再任用職員		219,000	260,600	285,600	328,400	387,400

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	246,400	331,800	396,700	471,100
2	248,900	334,800	399,600	473,400
3	251,400	337,700	402,500	475,600
4	253,900	340,700	405,300	477,900
5	256,200	343,400	408,000	480,200
6	260,000	346,700	410,700	482,400
7	263,800	349,800	413,500	484,600
8	267,600	352,900	416,200	486,800
9	271,200	355,700	418,600	488,800
10	275,200	358,600	421,300	490,900
11	279,200	361,700	423,900	493,000
12	283,200	364,900	426,600	495,100
13	287,000	367,900	429,000	497,200
14	291,000	371,500	431,500	499,300
15	294,900	374,700	433,900	501,400
16	298,800	378,400	436,400	503,500
17	302,600	382,000	438,500	505,600
18	306,200	384,700	440,900	507,600
19	309,700	387,500	443,200	509,600
20	313,300	390,200	445,600	511,600
21	316,900	393,100	447,200	513,400
22	320,600	395,700	449,600	515,200
23	324,100	398,300	452,000	517,100
24	327,600	400,700	454,300	519,000
25	331,100	402,900	456,300	520,700
26	333,900	405,200	458,600	522,500
27	336,500	407,400	460,800	524,300
28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	341,900	412,000	465,300	527,800
30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100

49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	
72		473,000	526,100	
73		473,400	526,900	
74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700	
76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200	
78		476,400	531,100	
79		477,000	532,000	
80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700	
82		478,600	534,600	
83		479,100	535,500	
84		479,600	536,400	
85		480,000	537,200	
86		480,600	538,100	
87		481,000	539,000	
88		481,500	539,900	
89		482,000	540,700	
90		482,600		
91		483,200		
92		483,600		
93		484,100		
94		484,700		
95		485,300		
96		485,900		
97		486,400		

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,800	187,000	222,900	249,200	281,500	329,200	374,000
	2	150,200	188,700	224,500	250,500	283,500	331,200	376,800
	3	151,600	190,300	226,100	251,700	285,700	333,500	379,400
	4	153,000	191,900	227,700	253,100	287,900	335,700	382,100
	5	154,300	193,400	229,100	254,300	290,100	337,600	384,500
	6	156,100	195,000	230,700	255,600	292,200	339,800	387,200
	7	157,800	196,600	232,200	256,800	294,300	341,800	389,900
	8	159,500	198,100	233,900	257,900	296,400	344,100	392,600
	9	161,200	199,800	235,100	259,200	298,400	345,900	394,700
	10	162,900	201,500	236,600	260,200	300,700	348,000	397,000
	11	164,600	203,100	238,000	261,200	302,800	350,200	399,300
	12	166,500	204,800	239,200	262,200	305,000	352,300	401,500
	13	168,000	206,400	240,900	263,500	307,100	353,800	403,600
	14	169,900	208,000	242,300	265,000	309,000	355,900	405,600
	15	171,900	209,600	243,600	266,700	311,200	357,800	407,600
	16	173,800	211,300	245,000	268,100	313,200	359,800	409,700
	17	175,700	212,800	246,000	269,600	315,300	361,700	411,600
	18	177,700	214,400	247,200	271,400	317,300	363,700	413,600
	19	179,500	216,100	248,400	273,200	319,400	365,800	415,500
	20	181,400	217,800	249,600	275,000	321,600	367,800	417,600
	21	183,300	219,100	251,000	276,900	323,400	369,600	419,400
	22	184,800	220,600	252,000	278,700	325,400	371,600	421,000
	23	186,300	222,100	253,000	280,500	327,200	373,700	422,700
	24	187,900	223,600	254,100	282,200	329,200	375,800	424,200
	25	189,500	225,000	255,400	284,000	331,000	377,300	425,700
	26	191,000	226,400	256,800	285,900	333,000	379,100	427,000
	27	192,500	227,700	258,200	287,900	335,000	380,900	428,300
	28	193,900	229,000	259,700	289,700	337,000	382,600	429,600
	29	195,400	230,400	261,100	291,600	338,400	384,400	430,900
	30	196,700	231,800	262,800	293,400	340,200	385,900	432,100
	31	198,000	233,400	264,500	295,200	341,900	387,500	433,400
	32	199,400	234,800	266,200	297,100	343,800	389,300	434,500
	33	200,800	236,000	267,700	298,900	345,500	390,600	435,700
	34	202,200	237,300	269,500	300,600	347,300	391,900	436,900
	35	203,600	238,300	271,200	302,400	349,200	393,200	438,100
	36	205,000	239,600	272,900	304,200	351,000	394,400	439,300
	37	206,100	241,000	274,400	305,600	352,800	395,500	440,600
	38	207,400	242,300	276,100	307,300	354,600	396,700	441,400
	39	208,700	243,500	277,900	308,800	356,200	397,800	441,800
	40	210,100	244,800	279,500	310,500	357,900	399,000	442,500
	41	211,300	246,100	281,100	312,200	359,100	399,800	443,000
	42	212,500	247,300	282,700	313,900	360,200	400,600	443,400
	43	213,700	248,500	284,400	315,500	361,400	401,400	443,900
	44	214,900	249,600	286,100	317,200	362,600	402,200	444,300
	45	216,100	250,700	287,700	318,200	363,800	402,600	444,700
	46	217,200	252,100	289,400	319,600	364,600	403,200	445,100
	47	218,200	253,600	291,100	321,200	365,900	403,700	445,500
	48	219,300	255,100	292,700	322,800	367,000	404,100	445,800

	49	220,300	256,700	294,000	324,200	368,000	404,500	446,100
	50	221,400	258,100	295,600	325,500	369,000	404,800	446,500
	51	222,300	259,500	296,900	326,700	370,000	405,100	446,800
	52	223,300	260,800	298,600	328,000	371,000	405,400	447,100
	53	223,800	261,900	299,900	329,100	371,800	405,700	447,400
	54	224,700	263,300	301,400	330,100	372,600	406,000	
	55	225,400	264,700	302,800	331,200	373,500	406,300	
	56	226,400	266,100	304,300	332,300	374,400	406,600	
	57	227,100	267,000	305,400	332,800	374,900	406,900	
	58	228,000	268,300	306,600	333,700	375,700	407,200	
	59	228,700	269,600	307,800	334,500	376,600	407,500	
	60	229,500	270,900	309,300	335,400	377,400	407,900	
再任用職員以外の職員	61	230,400	271,800	310,600	336,200	377,800	408,100	
	62	231,200	273,000	311,800	336,500	378,500	408,400	
	63	232,200	274,300	313,100	337,100	379,200	408,700	
	64	233,300	275,600	314,300	337,800	379,900	409,000	
	65	233,900	276,600	315,700	338,400	380,300	409,200	
	66	234,700	277,700	316,500	339,100	380,900		
	67	235,500	278,600	317,300	339,800	381,600		
	68	236,300	279,700	318,100	340,500	382,200		
	69	237,000	280,700	318,700	341,200	382,600		
	70	237,700	281,700	319,400	341,700	383,100		
	71	238,400	282,800	320,100	342,300	383,600		
	72	239,000	283,900	320,800	343,000	384,100		
	73	239,700	284,600	321,500	343,300	384,700		
	74	240,500	285,300	321,700	343,900	385,200		
	75	241,300	285,800	322,300	344,400	385,800		
	76	242,000	286,600	322,900	345,000	386,400		
	77	242,600	287,500	323,500	345,500	386,900		
	78	243,200	288,100	324,000	346,000	387,400		
	79	243,800	288,700	324,500	346,500	388,000		
	80	244,400	289,300	325,000	346,900	388,500		
81	244,700	290,000	325,600	347,200	388,800			
82	245,100	290,500	326,100	347,500	389,300			
83	245,500	290,900	326,500	347,900	389,700			
84	245,900	291,300	327,000	348,200	390,100			
85	246,200	291,500	327,500	348,700	390,500			
86		291,700	327,900	349,000	391,000			
87		291,900	328,100	349,300	391,400			
88		292,100	328,500	349,600	391,800			
89		292,500	328,900	350,000	392,200			
90		292,700	329,300	350,300	392,700			
91		292,900	329,700	350,700	393,100			
92		293,100	330,100	351,000	393,500			
93		293,500	330,400	351,400	393,900			
94		293,700	330,600	351,700	394,400			
95		293,900	331,000	352,000	394,800			
96		294,200	331,300	352,300	395,200			
97		294,600	331,600	352,600	395,600			
98		294,900	331,900	353,000				
99		295,100	332,200	353,400				
100		295,400	332,500	353,800				

	101		295,700	332,700	354,400			
	102		295,900	333,000	354,800			
	103		296,100	333,400	355,200			
	104		296,400	333,600	355,600			
	105		296,700	333,700	356,100			
	106			334,000				
	107			334,400				
	108			334,600				
	109			334,800				
	110			335,200				
	111			335,600				
	112			336,000				
	113			336,200				
再任用職員		190,000	216,800	245,300	258,800	284,200	325,300	367,900

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,700	190,500	239,300	262,300	287,500	332,500
	2	164,100	192,600	241,100	263,300	289,400	334,600
	3	165,700	194,700	242,900	264,200	291,200	336,600
	4	167,100	196,700	244,800	265,300	293,100	338,800
	5	168,600	198,800	246,200	266,100	294,900	340,800
	6	170,100	201,200	247,500	267,100	296,700	343,000
	7	171,600	203,500	248,700	267,900	298,600	345,200
	8	173,100	205,800	250,000	268,900	300,500	347,300
	9	174,400	208,200	251,000	270,000	302,400	348,800
	10	176,100	209,600	252,100	270,800	304,300	350,800
	11	177,800	211,100	253,000	271,900	306,100	352,700
	12	179,300	212,400	253,900	273,100	308,000	354,800
	13	180,800	213,800	255,300	274,400	309,600	356,800
	14	182,800	215,300	256,400	275,700	311,300	358,900
	15	184,800	216,800	257,200	277,000	313,100	361,000
	16	186,800	218,000	258,200	278,400	314,900	363,000
	17	189,100	219,400	258,900	279,700	316,700	365,000
	18	191,200	220,900	259,800	281,100	318,300	367,100
	19	193,300	222,500	260,800	282,300	320,000	369,200
	20	195,400	224,000	261,700	283,700	321,800	371,300
	21	197,500	225,400	262,600	285,300	323,200	373,000
	22	199,800	227,100	263,600	286,900	324,700	375,100
	23	202,000	228,800	264,500	288,500	326,200	377,300
	24	204,200	230,500	265,500	289,900	327,700	379,300
	25	206,200	231,900	266,800	291,200	329,200	381,300
	26	207,500	233,700	268,100	293,000	330,600	382,900
	27	208,800	235,400	269,300	294,800	332,200	384,800
	28	210,100	237,100	270,500	296,500	333,800	386,700
	29	211,400	238,700	271,700	298,000	335,000	388,600
	30	212,600	240,100	273,200	299,700	336,500	390,300
	31	213,900	241,400	274,800	301,300	337,900	392,200
	32	215,100	242,500	276,200	303,000	339,400	394,000
	33	216,400	243,800	277,900	304,400	341,000	395,700
	34	217,700	244,900	279,400	305,900	342,500	397,400
	35	219,000	245,800	280,700	307,500	344,200	399,300
	36	220,300	246,900	282,000	309,100	345,700	401,000
	37	221,800	248,000	283,600	310,600	347,400	402,600
	38	223,200	249,100	285,000	312,000	349,000	404,300
	39	224,500	250,000	286,500	313,400	350,500	406,100
	40	225,900	251,100	288,000	315,000	352,100	407,900
	41	226,900	251,700	289,500	316,500	353,300	409,400
	42	228,300	252,600	291,000	317,900	354,900	411,000
	43	229,700	253,500	292,500	319,300	356,400	412,500
	44	231,100	254,400	294,100	320,900	357,800	413,800
	45	232,300	255,300	295,400	321,800	359,400	414,900
	46	233,800	256,300	296,800	323,200	360,400	416,000
	47	235,100	257,200	298,300	324,600	361,900	417,100
	48	236,400	258,200	299,900	326,100	363,200	418,300

	49	237,400	259,200	301,100	327,200	364,600	419,600
	50	238,500	260,400	302,400	328,600	366,100	420,700
	51	239,500	261,600	303,600	329,900	367,400	422,000
	52	240,600	262,800	305,000	331,200	368,800	423,100
	53	241,700	263,900	306,400	332,700	370,300	424,300
	54	242,800	265,500	307,700	334,100	371,500	425,300
	55	243,900	266,900	309,100	335,500	372,600	426,400
	56	244,900	268,300	310,600	336,800	373,800	427,500
	57	245,700	269,900	311,500	337,700	374,900	428,600
	58	246,700	271,500	312,700	339,000	375,800	429,100
	59	247,400	273,000	313,900	340,200	376,900	429,700
	60	248,400	274,500	315,300	341,500	377,900	430,100
	61	249,300	275,900	316,400	342,600	378,500	430,700
	62	250,300	277,500	317,700	343,600	379,300	431,200
	63	251,100	279,000	319,000	344,800	380,100	431,600
	64	252,100	280,300	320,200	346,100	380,900	432,100
	65	253,000	281,800	321,600	347,200	381,600	432,800
	66	254,000	283,300	322,900	348,400	382,300	433,200
	67	255,200	284,800	324,200	349,600	383,100	433,500
	68	256,100	286,300	325,500	350,700	383,800	433,800
	69	256,900	287,500	326,200	351,700	384,400	434,200
	70	258,000	289,000	327,300	352,700	385,000	
	71	259,100	290,500	328,400	353,800	385,700	
	72	260,300	291,900	329,300	355,000	386,300	
	73	261,700	293,000	330,600	355,800	387,000	
	74	263,000	294,400	331,300	356,900	387,500	
	75	264,300	295,600	332,500	358,000	388,200	
	76	265,600	296,900	333,700	359,100	388,700	
	77	266,600	298,400	334,800	359,800	389,100	
	78	267,700	299,700	336,000	360,600	389,700	
	79	269,000	300,900	337,100	361,400	390,200	
	80	270,200	302,200	338,300	362,100	390,500	
	81	271,200	302,800	339,400	362,700	390,800	
	82	272,200	304,000	340,500	363,200	391,300	
	83	273,300	305,100	341,500	363,800	391,700	
	84	274,400	306,300	342,600	364,300	392,000	
	85	275,200	307,400	343,600	364,900	392,300	
	86	276,200	308,600	344,600	365,500	392,800	
	87	277,300	309,900	345,500	366,100	393,300	
	88	278,400	311,000	346,500	366,600	393,700	
	89	279,300	312,300	347,500	367,000	394,000	
	90	280,200	313,500	348,300	367,400	394,400	
	91	281,000	314,700	349,100	368,000	394,900	
	92	282,000	315,900	349,900	368,500	395,300	
	93	282,900	316,700	350,500	368,800	395,700	
	94	283,900	317,400	351,100	369,300	396,100	
	95	284,800	318,100	351,800	369,700	396,600	
	96	285,800	318,700	352,400	370,000	397,000	
	97	286,500	319,400	352,800	370,600	397,400	
	98	287,400	319,700	353,200	371,100	397,800	
	99	288,000	320,400	353,700	371,600	398,300	
	100	288,900	321,100	354,200	372,100	398,700	

再任
用職
員以
外の
職員

101	289,700	321,500	354,700	372,700	399,200
102	290,500	322,100	355,100	373,200	399,600
103	291,300	322,700	355,600	373,700	400,100
104	292,100	323,300	356,000	374,100	400,500
105	292,800	323,700	356,300	374,700	400,900
106	293,300	324,200	356,800	375,200	
107	293,800	324,700	357,200	375,700	
108	294,300	325,200	357,500	376,200	
109	294,500	325,600	358,000	376,900	
110	294,800	326,000	358,500	377,300	
111	295,000	326,300	359,000	377,800	
112	295,400	326,600	359,500	378,300	
113	295,700	327,000	360,000	378,900	
114	295,900	327,400	360,500		
115	296,300	327,800	361,000		
116	296,600	328,100	361,400		
117	296,900	328,300	361,800		
118	297,200	328,600	362,200		
119	297,500	329,000	362,700		
120	298,000	329,200	363,200		
121	298,300	329,400	363,600		
122	298,700	329,700	364,100		
123	299,000	330,000	364,600		
124	299,400	330,300	365,100		
125	299,600	330,500	365,500		
126	299,800	330,800			
127	300,100	331,200			
128	300,500	331,400			
129	300,700	331,600			
130	301,000	331,900			
131	301,400	332,300			
132	301,800	332,500			
133	302,000	332,800			
134	302,300	333,200			
135	302,700	333,600			
136	303,000	334,000			
137	303,200	334,300			
138	303,500	334,700			
139	303,900	335,100			
140	304,200	335,500			
141	304,400	335,800			
142	304,800	336,200			
143	305,200	336,500			
144	305,500	336,900			
145	305,600	337,200			
146	305,900	337,600			
147	306,200	338,000			
148	306,600	338,400			
149	306,800	338,700			
150	307,000	339,100			
151	307,300	339,500			
152	307,600	339,900			

	153	308,000	340,200				
	154	308,200					
	155	308,400					
	156	308,700					
	157	309,000					
	158	309,400					
	159	309,700					
	160	310,000					
	161	310,400					
	162	310,700					
	163	311,000					
	164	311,300					
	165	311,700					
	166	312,000					
	167	312,300					
	168	312,600					
	169	313,000					
再任用職員		236,800	257,300	264,600	274,800	291,300	328,700

別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	399,000
2	459,000
3	520,000
4	600,000
5	698,000
6	797,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	332,000
2	368,000
3	397,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	376,000
2	425,000
3	475,000
4	537,000
5	612,000
6	715,000
7	836,000